

自分（お店）がハチからハチミツを仕入れた場合



- インボイスをもらう
クレジットカード会社が交付する請求明細書等はインボイスではない
必ず利用明細か領収書をもらう
- 相手方がインボイスの登録事業者かどうかの確認
- インボイスの記載事項に不備がないかを確認
- インボイスを保存（所得税法では5年、消費税法では7年、法人税法では最長10年）
- 相手がインボイスの登録事業者でない場合の対策を考える

■ インボイス発行事業者になつたら買手としてやること

相手が登録事業者かどうか確認

- 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号を入力して確認する

登録番号

T 1234567890123 0行

登録番号でまとめて検索する +

検索

相手が登録事業者かどうか確認

エラー情報

⚠ メッセージ

- 検索対象の登録番号は存在しません。内容をお確かめのうえ、入力してください。

- 登録の表示がされない場合は、相手方に確認
⇒ 登録のタイミングによっては、表示されない場合がある

■ インボイス発行事業者になつたら買手としてやること

請求書		
△△商事(株)		
(株)○○御中	⑥	登録番号 T 012345...
11月分 131,200円		××年11月30日
日付 品名 金額		
11/1 魚 *	5,000円	
11/1 豚肉 *	10,000円	
11/2 タオルセット	③ 2,000円	
:	:	:
合計 120,000円	消費税 11,200円	
8 % 対象 40,000円	消費税 3,200円	⑤
10 % 対象 80,000円	消費税 8,000円	
③ → * 軽減税率対象		

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※消費税の端数処理は、項目ごとではなく合計時に行う

不備がある場合は



相手方に連絡し、修正インボイスを発行してもらう

■ インボイス発行事業者になつたら買手としてやること

次のものについては、インボイスがなくてもOK

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（バスなど）
- 3万円未満の自販機での購入（飲料など）
- 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当など

ただし



帳簿に一定事項を記載する必要がある

- 自動販売機でジュースを買った場合、販売者や住所を記載する必要がある
- 手間を考えるとお店で買うのが望ましい

自分が免税事業者から商品を仕入れた場合



- インボイスがない場合は差引計算（仕入税額控除）ができない
- ただし、経過措置あり（開始後3年間は8割、次の3年間は5割引ける）
例) 1,100円（内消費税相当額が100円の場合）

1年目～3年目

$100\text{円} \times 8\text{割} = 80\text{円}$ だけ差引計算（仕入税額控除）をすることができる

4年目～6年目

$100\text{円} \times 5\text{割} = 50\text{円}$ だけ差引計算（仕入税額控除）をすることができる

相手が免税事業者を継続するケース



- インボイス登録事業者になるかどうかを確認する
- 経過措置を考慮したうえで価格交渉を行う



下請法及び建設業法等で定められている優越的地位の濫用と
捉えられないように注意する必要がある